

血管腫と血管奇形

皮膚の血管病変は実に多彩である。にもかかわらず、欧米・本邦とも以前は習慣的にその多くが血管腫あるいはhemangiomaと称されていた。ただ、単純性「血管腫」や海綿状「血管腫」は、実際はそれぞれ毛細血管や静脈の異常拡張である。これらはいわゆる腫瘍とは病態も経過も対応も異なるため、疾患概念を整理する必要があった。そこで、血管病変を血管内皮細胞の増殖性変化を有するvascular tumorと、局所的な脈管の奇形であるvascular malformationとに区別するISSVA分類が提唱されたのはご存知のとおりである。

本邦でも皮膚科以外の診療科ではISSVA分類の理解が抵抗なく進んでおり、たとえば莓状血管腫や単純性血管腫ではなく、乳児血管腫や毛細血管奇形という病名が使用されることが増えている。一方、皮膚科医は従来から血管病変を最初に相談される機会が多く、臨床像や組織像を細かく区別し、皮膚科医同士でイメージを共有できる優れた病名を数多く使いこなしていたぶん、その導入に異論も多い。ISSVA分類に対して皮膚科医の目からは違和感を覚える部分もあるため、本邦の専門的な研究会などで当面ISSVA分類と従来の皮膚科的病名を併記することを提案している。しかし、たとえばISSVA分類の静脈奇形＝皮膚科では海綿状血管腫、静脈性蔓状血管腫、筋肉内血管腫、静脈湖など多岐にわたることに対して、他科の先生から「皮膚科の先生は言葉遊びが好きだから」という言葉を何度かいただいた。治療が変わるわけではないのだから、そんなに細かく区別をして意味があるのか？ということらしい。病名の多い皮膚科的な考え方に慣れている私は笑ってごまかすしかなかったが、その都度切り返していかなければと思いますので、そういった事例があればご教授いただければ幸いです。

Vascular tumorが「血管腫」、vascular malformationが「血管奇形」と訳されていることに対しても議論があった。まず、奇形という言葉の是非が議論されたが、実臨床で患者側から問題にされたことは一切ないという意見が多く、据え置きになった。また血管腫といった場合、上記のような従来の広義の血管腫なのかISSVA分類の狭義なのかが紛らわしい。さらに血管奇形といった場合も、リンパ管奇形を含まない狭義なのか含む広義なのか、わかりにくい。ISSVA分類も浸透していないうちに時期尚早であることは承知しているが、将来的に脈管系腫瘍・脈管奇形という訳が収まりがよいように個人的に感じている。また言葉遊びと言われそうなので、こちらについても理論武装が必要と思っている次第である。

神人 正寿

(和歌山県立医科大学医学部皮膚科教授)